

妊娠・出産・子育て時に活用できる法定制度

妊娠

妊娠がわかったら、出産予定日や休業などの予定を早めに会社に申し出ましょう

妊婦健康診査

- 健康診査を受けるための時間が必要な場合は、会社へ申請しましょう。
 - 妊娠23週まで……………4週間に1回
 - 妊娠24～35週……………2週間に1回
 - 妊娠36週～出産……………1週間に1回
- 健康診査の結果、主治医等の指導を受けた場合は、「母性健康管理指導事項連絡カード」等を書いてもらいましょう。
(男女雇用機会均等法)

母性保護など

- 時間外労働・休日労働・深夜業の制限や変形労働時間制の適用制限を請求できます。
- 軽易な業務への転換を請求できます。
- 重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所での業務等に就かせることはできません。
(労働基準法)

産前休業

- 出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週前）から、請求すれば取得できます。
※出産予定日を超過した場合も出産当日までが産前休業になります。
(労働基準法)

産後休業

- 出産の翌日から8週間前は就業することができません。ただし、産後6週間経過後に、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。
(労働基準法)

※産前・産後休業の期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。
(労働基準法)

産後休業後に復職する場合

育児時間

- 子どもが1歳まで育児時間（1日30分×2回）を請求できます。
(労働基準法)

母性保護など

- 妊娠中と同様、医師の指導事項を守るための措置や時間外労働・休日労働・深夜業の制限などの措置を利用できます。
(男女雇用機会均等法・労働基準法)

育児休業を取得する場合

1歳

育児休業

- 子どもが1歳までの間で、希望する期間休業することができます。休業を開始する日の1カ月前までの申出が必要です。
※期間の定めのないパートタイム労働者や一定の範囲の期間雇用者も対象となります。
- 父母ともに育児休業を取得する場合は、子どもが1歳2カ月までの間のそれぞれ1年間休業することができます。
(育児・介護休業法)

3歳

短時間勤務・
所定外労働の
免除

- 子どもが3歳までの間、希望すれば短時間勤務制度（1日6時間）の利用や所定外労働の免除が請求できます。
(育児・介護休業法)

子の看護休暇

- 小学校入学前までの子どもの病気やケガの看護のために休暇を取得することができます。予防接種や健康診断を受ける場合も対象となります。
(育児・介護休業法)

6歳

時間外労働・
深夜業の制限

- 子どもが小学校入学前まで、1カ月24時間、1年150時間を超える時間外労働の制限及び深夜業（午後10時～午前5時）の勤務の免除を請求することができます。
(育児・介護休業法)

母性健康管理 指導事項連絡カード

会社はカードの指導事項を守らなければなりません

- 通勤緩和
- 休憩時間の延長
- 妊娠中・出産後の症状に対応して勤務時間の短縮や作業の制限、休業など

連絡カードの様式は、「母子健康手帳」や「女性にやさしい職場づくりナビ」に掲載されています。

- 女性が利用できる制度
- 男性が利用できる制度
- 男女ともに利用できる制度

出産手当金

産前・産後休業中の賃金が低下した場合は、賃金の3分の2を限度に支給されます。

※詳しくは全国健康保険協会
秋田支部又は健康保険組合へ

出産育児一時金

子ども一人の出産につき原則42万円が支給されます。

※詳しくは全国健康保険協会
秋田支部又は健康保険組合へ

社会保険料の免除

産前産後休業中の社会保険料が事業主の申し出により免除されます。

※詳しくは、年金事務所又は健康保険組合へ

配偶者 出産休暇

- 会社に制度がある場合
妻の出産に合わせて休むことができます。
※会社の就業規則等を確認してみましょう！

育児休業給付金

雇用保険の加入者が育児休業を取得し、賃金が減額、無給になった場合、最大で賃金の67%が給付金として支給されます。
※詳しくは、ハローワークへ

社会保険料の免除

育児休業中（最長で子どもが3歳になるまで）の社会保険料が事業主の申し出により免除されます。
※詳しくは、年金事務所へ又は健康保険組合へ

- 認可保育園に入所できないなど一定の場合は、子どもが1歳6か月まで、それでも保育園に入所できないなど一定の場合は2歳まで休業を延長することができます。
1歳又は1歳6か月まで育児休業をしていた配偶者と交替で取得することもできます。
2週間前までの申出が必要です。

- 男性は妻の出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、特別な事情がなくても再度の取得が可能です。

※その他にフレックスタイム制度や時差出勤の制度を実施している場合もありますので確認してみましょう。

<取得可能な日数>

子どもの人数 1人……………年5日
2人以上……………年10日

※半日単位での取得が可能です

